

浄化槽保守点検業者登録申請書の手続(香川県)

申 請 内 容		県証紙	1号様式 登録申請書	誓約書	営業所 器具明細	管理士 器具明細	付 近 見取図	3号様式 能力別 一覧表	登記事項 証明書	役 員 住民票 (本籍記載)	管理士 住民票	管理士免状 写し	技術管理者 講習修了証 写し	10号様式 管理士証 交付申請	管理士 写真	7号様式 書換 交付申請	4号様式 変更届
登 録	① 新規	30,000	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	○		
	② 更新	30,000	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	○		○
変 更 等	③ 営業区域の増 (変更の登録)	19,000	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	○		
	④ 申請者の住所	1,500							③	④						①	②
	⑤ ※申請者の氏名 法人の場合代表者名	1,500		③					④	⑤						①	②
	⑥ 法人の名称	1,500							④					③	○	①	②
	⑦ 法人の役員変更	—		②					③	④							①
	⑧ 営業所の名称	1,500							③							①	②
	⑨ 営業所の所在地	1,500					③		④							①	②
	⑩ 管理士の変更及び氏名	1,500	③								⑤	⑥	⑦	④	○	①	②
	⑪ 管理士の増員	1,500	③			⑤					⑥	⑦	⑧	④	○	①	②
	⑫ 管理士の減員	1,500	③													①	②
	⑬ 専任区域	1,500	③													①	②
	⑭ 技術管理者の登録	—	②										③				①
	⑮ 登録証再交付	2,300	第8号様式に破損した登録書を添付														
	⑯ 管理士証再交付	—	第10号様式に破損した管理士証を添付												①	○	
	⑰ 廃 業	—	第5号様式に登録証、管理士証を添付														

各保健によって対応
が違うので確認要

- 注1. 新規・更新の場合は各書類を番号順に揃え、2部(正本1. 複写1)作成し、ファイル綴じとする。(協会でファイル綴じする場合1部100円)更新と同時に変更がある場合は4号様式の添付必要。
 変更等の場合は、ファイルにとじる必要はありません。
- 注2. 管理士の写真は縦4cm×横3cm、上半身脱帽、6ヶ月以内のものを1枚(裏面に氏名記入のこと)
- 注3. 変更届は変更事由が生じた時より30日以内に届出が必要です。(30日を越えた場合、遅延理由書を添付)
- 注4. 個人登録から法人登録に変更の場合は新規登録になります。(個人登録廃業⇒新規法人登録)逆の場合も同様です。個人登録の場合で、代表者が変更になる場合は、廃業となり、新規登録が必要です。
- 注5. 役員と管理士が同じ場合は、役員住民票を管理士住民票と兼ねますので、管理士住民票は不要です。
- 注6. 技術管理者講習終了証写しは技術管理者登録をする場合に必要です。
- 注7. 役員(監査役含む)住民票は必ず本籍記載が必要です。
- 注8. 登記事項証明書、住民票の有効期限は3ヶ月以内です。
- 注9. 住民票にマイナンバーは不要です。
- 注10. 管理士の住民票に本籍は不要です。ただし個人登録で代表者の場合は必要。